五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行
各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行
各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行
額面金額で二兆三千七十五億四千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行
額面金額で千九百二十四億円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行
二兆三千七十一億三千七百四十三万八千円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行
千九百二十三億六千六百五十二万二千四百円
八　最低額面金額
千万円
九　振替単位
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日
平成二十二年七月二十六日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行
額面金額百円につき九十九円九十八銭二厘五毛以上のそれぞれの応募価格
額面金額百円につき九十九円九十八銭二厘六毛
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行
十二　償還期限
平成二十二年九月二十二日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額
額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所
日本銀行
十五　入札参加者
財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日
平成二十二年七月二十六日

○財務省告示第二百六十四号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年七月二十六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年八月四日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号
国庫短期証券（第百二十四回）
二　発行の根拠法律及びその条項
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行
各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行
各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行
額面金額で四兆四千百七十九億六千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行
額面金額で三千六百十九億円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行
四兆四千百六十七億二千八百二万千二百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行
三千六百十七億九千九百二万九千九百円
八　最低額面金額
千万円
九　振替単位
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日
平成二十二年七月二十六日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行
額面金額百円につき九十九円九十七銭二厘以上のそれぞれの応募価格
額面金額百円につき九十九円九十七銭二厘一毛
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行
十二　償還期限
平成二十二年十月二十五日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額
額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所
日本銀行
十五　入札参加者
財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日
平成二十二年七月二十六日

公　告

諸事項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１２０９５号
東京都江東区東陽５丁目27番10号
債務者　大知建設株式会社
代表者代表取締役　佐藤　健一
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　隆
4　破産債権の届出期間　平成22年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月21日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３１６号
神奈川県横浜市鶴見区仲通１丁目55番地の５
債務者　山村管工株式会社
代表者代表取締役　山村　幸一
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊崎　寿昌
4　破産債権の届出期間　平成22年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月28日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１７１２号
埼玉県熊谷市筑波３丁目74番地
債務者　株式会社三輝
代表者代表取締役　國分　輝
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　影島　広泰
4　破産債権の届出期間　平成22年８月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月５日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部